

市第55号議案

横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部改正

横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年9月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正する条例

横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例（平成26年12月横浜市条例第75号）の一部を次のように改正する

。

第6条第1項中「法第2条第9号の2に掲げる基準に適合する建築物若しくは同号に掲げる基準に適合する建築物以外の建築物で同条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に同条第9号の2ロに規定する防火設備を有するもの又は建築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和元年政令第30号）第1条の規定による改正前の令第136条の2第1号から第7号までに掲げる基準」を「令第136条の2第1号又は第2号に掲げる基準のうち規則で定めるもの」に改め、同項ただし書中「、その建築物」の次に「（規則で定めるものを除く。）」を加え、同条第2項第2号を次のように改める。

(2) 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火

災の発生のおそれが少ない用途に供するもので、規則で定める構造方法を用いたもの

第10条を削り、第11条を第10条とし、第12条から第15条までを1条ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

提 案 理 由

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、関係規定の整備を図る等のため、横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に関する条例の一部を改正したいので提案する。

参考

横浜市不燃化推進地域における建築物の不燃化の推進に
関する条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現行)

(不燃化推進地域内の建築物)

第6条 不燃化推進地域内においては、地階を除く階数が2以下であり、かつ、延べ面積が500平方メートル以下の建築物は、令第136条の2第1号又は第2号に掲げる基準のうち規則で定めるも
2条第9号の2に掲げる基準に適合する建築物若しくは同号に掲
げる基準に適合する建築物以外の建築物で同条第9号の3イ若し
くはロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある
部分に同条第9号の2ロに規定する防火設備を有するもの又は建
築基準法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に
関する政令（令和元年政令第30号）第1条の規定による改正前の
令第136条の2第1号から第7号までに掲げる基準（3階以上の
階に関する部分を除く。）に適合する建築物としなければならな
い。ただし、その建築物（規則で定めるものを除く。）の全部又
は一部が防火地域内にあるもの（その建築物の一部が防火地域内
にあるものが防火地域外において防火壁で区画されている場合に
おいては、その防火壁外の部分を除く。）については、この限り
でない。

2 前項の規定は、次のいずれかに該当する建築物については、適用しない。

(第1号省略)

(2) 卸売市場の上家、機械製作工場その他これらと同等以上に火
災の発生のおそれが少ない用途に供するもので、規則で定める
造られたものその他これらに類する構造でこれらと同等以上に

構造方法を用いたもの
火災の発生のおそれの少ない用途に供するもの
(第 3 号、第 4 号及び第 3 項省略)

(一の敷地内にあるとみなされる建築物に対する外壁の開口部に
対する制限の特例)

第 10 条 法第 86 条の 4 に規定する建築物について第 6 条第 1 項の規定を適用する場合においては、法第 2 条第 9 号の 2 イに該当する建築物は同号に掲げる基準に適合する建築物と、同条第 9 号の 3 イ又はロのいずれかに該当する建築物は外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に同条第 9 号の 2 ロに規定する防火設備を有する建築物とみなす。

(既存建築物に対する制限の緩和)

第 10 条 (本文省略)
第 11 条

(用途の変更の特例)

第 11 条 (本文省略)
第 12 条

(手数料)

第 12 条 (本文省略)
第 13 条

(委任)

第 13 条 (本文省略)
第 14 条

(罰則)

第 14 条 (本文省略)
第 15 条